

青色防犯パトロールについて

1-1 区委託の青色パトロールに使用されている車両の所有者は、区の所有なのか、委託事業者の所有なのか。

A 区所有の車両。

使われなくなっていた公用車を改造し、再利用しています。

車両の所有も委託事業者に依頼すると、さらに車両経費分の委託料が増えます。

1-2 委託業務の内容と委託業者の活動記録があれば、その内容が知りたい。

A1 委託業務の内容については以下のとおり。

(1) 犯罪抑止のための巡回

安全運行上必要な複数人にて、パトロールカーで区内を巡回する。

(2) 防犯のための声掛け

原則的に監視・確認活動は車内から行うが、パトロール中に不法行為・危険行為・迷惑行為・禁止行為等を発見した場合等は降車する等して注意や指導を行い、必要に応じて関係機関等へ連絡する。

(3) 救助活動等への協力

パトロール中に遭遇した負傷者・病人等に対しては、必要に応じて応急・救命措置等を行い、家族等への連絡、警察・消防への通報等、適切な処置を行う。

(4) 不審事案を発見した際の緊急通報

パトロール中に、犯罪行為や犯罪を起こす恐れのある不審者を目撃した場合は、即座に警察への通報を行う。

(5) 区・警察・消防等の指示による重点警戒

(6) 問題事案の区への報告

(7) 児童・生徒の下校時の見守り活動・駅頭での犯罪抑止のための啓発活動

(8) 区が必要と認める場合の広報活動・その他緊急活動

(9) 自然災害や重大事件等の緊急事案発生時の災害対応（広報活動等）

A2 委託業者の活動記録の内容は以下のとおり。

勤務者氏名、走行距離のほか、区からの指示（不審者情報等）及び、警察署からの巡回依頼（アポ電等の情報）に基づく巡回状況などを巡回日ごとに作成して報告書として提出を受けています。

2-1 青色パトロール活動助成金の事務事業が始まったのは、いつからですか。

A 葛飾区青色防犯パトロール活動助成金の事業の開始は、平成24年4月1日からです。

2-2 この事業を活用している団体は、何団体あるのですか。

A 青色パトロール活動助成金を活用している団体は、以下の7団体です。

- ・ ナイスかめありパトロール隊
- ・ 南綾瀬自治町会連合会パトロール隊
- ・ 上小松町会
- ・ 西小岩四丁目町会
- ・ 細田三丁目町会
- ・ 東新小岩七丁目町会（令和3年度から）
- ・ 新小岩第二町会（令和4年度から）

上記以外にも、亀有防犯協会、葛飾防犯協会、葛飾区郵便局長防犯パトロール隊が車両を持っていることを確認しています。

2-3 その活動について報告はあるのか。

A 活動実績報告書（活動日、走行距離、従事者等）を提出いただいています。

2-4 現在活動している団体名はどこですか。

A 2-2の質問回答のとおりです。

2-5 その予算は、地域安全活動支援事業の予算とは別にあるのでしょうか。

A 地域安全活動支援事業に含まれています。（補助金）

R2年度—予算「56万0,000円」、支出「7万4,800円」

R3年度—予算「18万0,000円」、支出「11万0,552円」

R4年度—予算「18万0,000円」、支出「13万3,420円」